

町有地売払いのお知らせ

大子町所有の土地を、次のとおり現状渡して払い下げます。

◎売払い土地

所在地 久慈郡大子町大字大子字後山488番
地 目 宅 地
地 積 817.88㎡
価 格 5,839,663円(7,140円/㎡) 最低価格



現地の状況

- (1) 地積調査済み
- (2) 地盤調査は行っておりません。

1 売払い土地に係る制限等

- (1) 用途地域 都市計画区域内(用途指定無)
- (2) 建ぺい率 60%
- (3) 容積率 200%
- (4) 電 気 東京電力エリア
- (5) 水 道 大子町上水道引込可能
- (6) 排 水 自己負担により「個別合併処理浄化槽」を設置する必要あり。

2 申請方法

- (1) 申請期間 令和7年7月7日(月)～7月25日(金) 土日祝日を除く
(午前8時30分から午後5時まで ※但し7月25日は午後3時まで。)
- (2) 申請場所 大子町役場財政課(郵送による受付はできません。)
- (3) 申請に必要なもの
 - ・普通財産売払申請書(役場財政課にあります。)
※大子町ホームページからもダウンロードできます。
 - ・完納証明書(未納がないことの証明)
※大子町以外に在住の方はお住まいの市町村税の完納証明書(写し)を提出してください。

(4) 無効となる申請書

- ①記載事項が不明な場合、又は記名押印がない場合。
- ②金額を訂正した場合、又は意思表示が不明瞭な場合。
- ③2通以上の申請書を提出した場合。
- ④申請書の提出に関し不正行為のあった場合。

3 申請できる方

申請できる方は、次に掲げる要件をすべて備えている個人又は法人といたします。

- (1) 売買代金の一括支払いが確実にできること。
 - (2) 市町村税その他の税金の滞納がないこと。
 - (3) 買い受けた土地を公序良俗に反する用途に供するおそれがないこと。
 - (4) 買い受けた土地を使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (5) 暴力団及びその関係者の方でないこと。(太子町暴力団排除条例、太子町建設工事等暴力団排除対策設置要綱による)
 - (6) 契約締結日から5年間の条件(購入した人及び法人所有の建物敷地として利用、土地の分割禁止、風俗営業の禁止及び転売の禁止)
- ※2者以上の連名(共有)による申請の場合も、連名者(共有者)全員が(1)～(6)の要件を備えていることが必要です。

4 落札者の決定

令和7年7月28日 午前10時 開札

申請金額及び使用目的を考慮して決定いたします。

同一条件で2人以上の申し込みがある場合は、選考会による選考を経て決定いたします。

5 落札者への連絡方法

落札者決定後、電話にて連絡を差し上げます。

必ず申請書には、連絡の取れる電話番号を記入してください。

6 売買契約の締結

- (1) 売買契約は、契約者の決定の日から令和7年8月11日(月)までに締結します。
 - (2) 契約締結時の必要書類等
 - ア 契約者の実印
 - イ 契約者の住民票抄本及び印鑑証明書(各1通)
 - ※法人の場合は、法人登記簿謄本または履歴全部事項証明書及び印鑑証明書
 - ウ 収入印紙(売買契約書に貼付)
 - エ 登録免許税(収入印紙)
- ※上記イ及びエは、所有権移転登記の際使用します。

7 土地代金の支払い方法

売買契約の締結後、町が発行する納入通知書により、令和7年8月22日(金)までに町の指定金融機関等に全額を納入していただきます。

8 土地の登記

売買契約の際に登記に必要な書類を作成し、土地代金の納入確認後、登記の申請を行います。納入確認をするために、銀行振込の領収書(写し)又は納入通知書の領収書(写し)を提出してください。

9 土地の引渡し

現地で境界を確認のうえ引渡しとなります。登記識別情報通知書をお渡ししますので、受取確認の為認印をお持ちください。

10 注意事項

- (1) 普通財産売払申請書に事実と相違する記載があるときは、申込み又は売払いの決定は無効になります。
- (2) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (3) 提出された書類等に係る情報は、普通財産売払申請以外には使用しません。

問合せ先

〒319-3521

茨城県久慈郡太子町北田気 662 番地

太子町役場 財政課 契約管財担当

電話 0295-72-1119(直通)

FAX 0295-72-1167